

社団法人日本脳神経外科学会  
公印取扱規程

平成 19 年 3 月 22 日理事会決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令に別に定めるもののほか、社団法人日本脳神経外科学会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類、公印管守責任者等)

第 2 条 公印の種類及び寸法ならびに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表のとおりとする。

2 公印管守責任者は、公印管守担当者を監督し、公印の管守にあたる。

3 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

(公印の作成)

第 3 条 事務局長は公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙様式 1 による公印作成（改刻、廃止）申請書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(公印簿)

第 4 条 公印管守責任者は、別紙様式 2 による公印簿を備え、これに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の使用)

第 5 条 公印の使用を必要とする場合は、公印管守責任者が認める場合を除き、押印しようとする文書に決裁済みの原議書（以下「原議書」という。）を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守担当者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、押印しようとする文書と原議書とを照合した上で、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守担当者は、その押印に立ち会わなければならない。

(公印印影の印刷)

第 6 条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が、支障がないと認めたときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(公印の事故)

第 7 条 事務局長は、公印に盗難その他の事故が生じたときは、別紙様式 3 による公印事故届を理事長に提出するとともに、適切な処置をとらなければならない。

別表（第 2 条関係）

種類	印刻文字	印材・形状	管守責任者	管守担当者
社印	社団法人日本脳神経外科学会之印	つげ・正方形	事務局長	
理事長印	社団法人日本脳神経外科学会理事長之印	つげ・正方形	事務局長	